

# 秀明自然農法実施要綱

秀明自然農法ネットワーク

2024年2月20日改訂

## 第1章 秀明自然農法

### 1. 秀明自然農法の定義

「秀明自然農法」とは、岡田茂吉師が提唱した農法で、自然尊重であって、土、種そして作物を尊び、愛し、清浄にすることによって、土、種、そして作物本来の力を強化させる栽培法である。

### 2. 活動理念

秀明自然農法を通して『自然順応・自然尊重』の心を育み、心身の健康増進を図り、安心出来る住み良い社会を次世代に伝え、地球環境の保全、世界平和に貢献する。

### 3. 目的

- ① 土と種を清浄化し、土の持つ力、種の持つ力を発揮させること。
- ② 秀明自然農法活動により、自然順応・自然尊重の心を育み、感性を高め、精神性の向上を図る。
- ③ 本来の美味しさを備えた健全な野菜・作物を生産・供給することで、人々の食生活を物質的・精神的に健全にする。
- ④ 生産・流通・消費に至る食生活のすべてのプロセスに亘って、自然順応・自然尊重のライフスタイルを目指す。
- ⑤ 農業による環境汚染・環境破壊のない健全で持続可能な生態系を実現する。
- ⑥ 自然の持つ生物の多様性及び土の活力を維持・増進する。
- ⑦ 再生可能な資源やエネルギーの地域自給と循環を促す。
- ⑧ 安全で健康的な生活環境を構築し、精神的な満足感が得られるようにする。
- ⑨ 農業・農村が有する社会的・文化的・教育的な意義を理解し、生命尊重の社会を築く。
- ⑩ 土、種、作物、人、生きとし生ける全てのものを愛する心、感謝の心を育み、その心を世界に拡大し、世界平和を実現する。

### 4. 秀明自然農法実施者の基本姿勢

- ① 秀明自然農法の定義、活動理念及び目的を理解することに努める。
- ② 土と種をいかにして清浄化し、その力を発揮させるかということを中心に念頭に置いて取り組む。
- ③ 土壌の状態を見て、必要と判断する場合、自然堆肥、敷草、草生などを活用して、土壌環境を整備し、作物の健全な成長と安定した収穫に結びつける技術の向上に努

- める。
- ④ 作物の生理にあった栽培を行い、適切な選抜と交雑防止を行い、品種特性を維持する自家採種を行う。
  - ⑤ 秀明自然農法活動を通して、地域全体の環境保全に取り組む。
  - ⑥ 地域の農業の歴史や土地の来歴を調べ、気候風土・土壌条件・地域特性・季節に適した品種を選び、栽培技術を創意工夫し、誇りを持って農業に取り組む。
  - ⑦ 博愛主義、人道主義を重んじ、精神性の向上に努める。
  - ⑧ 芸術に触れ、美の感性の向上に努める。
  - ⑨ 家庭内、団体内、団体間の和を大切にし、互いの多様性を尊重し、地域社会への貢献に努める。
  - ⑩ 関係法令等を遵守し、マナー、常識を重んじる。
  - ⑪ 本実施要綱に取り組んだことの生産情報等を正しく公開する。
  - ⑫ 栽培計画、栽培記録、収穫・出荷記録等を作成し、保存することに努める。
  - ⑬ 生産環境の整理・整頓・清潔に心がける。
  - ⑭ 生産に使用する機械・器具類の保守を適正に行う。
  - ⑮ 農場内での事故防止につとめ、健康管理に留意する。
  - ⑯ 会計管理を適切に行う。
  - ⑰ 実施者同士での交流を図り、積極的な情報交換を行い、食味・技術・品質を向上するために努力する。
  - ⑱ 会員販売においては、実施者は消費者との友好的で顔の見える関係を築き、相互の理解と信頼を深める。

## 5. 秀明自然農法実施要綱について

秀明自然農法実施要綱は、実施者自身の精神性および栽培技術の向上に寄与し、作物の安全性・品質を高め、秀明自然農法の理念を広く普及することを目指すものである。

なお、本実施要綱は必要に応じ、改訂、削除、追加等の変更が行われる。

## 第2章 秀明自然農法の特徴

### 1. 自然力

自然力とは、太陽（火）・水・大地（土）から発生する3つの力が融合することによって発生する力である。この力によって一切万有が生成化育されるのであり、万物の生命力の根源でもある。

この深奥なる自然界の摂理を尊重し、土が本来十分に備えている力（自然力）を増強することが秀明自然農法の根本である。

### 2. 土

秀明自然農法では、清浄な土壌であれば、土壌そのものが人や家畜を養うに足るだけの野菜・作物等を生産する力（自然力）を本来備えていると考える。しかし、現代の土壌は、農薬、化学肥料や動物の排泄物から作った厩肥等、本実施要綱が定める禁止資材（以下、禁止資材と称する）の投入により汚染され、土壌本来の持つ力は失われている。この考えに基づき、本農法では土壌本来の力を発揮させるために、土壌の清浄化に努めなければならない。したがって、土壌へは禁止資材の投入は、一切行わない。

### 3. 自家採種

本実施要綱における自家採種とは、実施者自ら、本実施要綱に従った栽培方法で栽培した作物から種を採種し、再び本実施要綱に従った栽培を繰り返すことであって、種に残存する禁止資材の影響を種から除去し、種を清浄化していくことである。

秀明自然農法では、土壌中に残存する禁止資材のみならず種に残存する禁止資材の影響も重大であると考え。ゆえに秀明自然農法による自家採種の種を使用する。

また、秀明自然農法では、種はその土地・気候・風土で採れた種が、その土地で生育するのに最適であると考え。よって、手元に秀明自然農法による自家採種の種がない場合、他の秀明自然農法実施者より種を入手することになるが、遠方から種を入手して使用することは避け、可能な限り、近隣の実施者より種を入手することを推奨する。

種に禁止資材の影響があると考えられる場合、本実施要綱に基づく栽培による自家採種を繰り返し、種の清浄化に努めること。

#### 4. 連作

連作とは、一種類の作物のみを同じ圃場で栽培し続けることである。

秀明自然農法においては、土は肥料の影響が少なくなるほど、土自体が自由自在に自然力を発揮できるようになり、一種類の作物を生育させる力が益々強くなると考える。すなわち、連作をすればするほど、土がその作物の生育に適した性能を発揮することができるようになる。

よって、本実施要綱では連作を推奨する。

#### 5. 自然堆肥

秀明自然農法においては、自然堆肥は土壌の保温性、保水性を高め、土壌を固まらせないことを目的として施用するのであり、肥料効果を目的として使用するのではない。したがって、保温性・保水性があり、かつ固まらない土壌であれば、自然堆肥を施用する必要はない。

以上の視点を十分考慮に入れ、必要に応じ、自然堆肥の施用を行うことができる。

秀明自然農法の自然堆肥とは、禁止資材を施用されていない圃場及びその周辺から入手した植物を原料とした堆肥である。

畑に入れる自然堆肥は、草、落ち葉、前作物の刈り株・茎葉・作物残さ等、水田に入れる自然堆肥は、稲藁等水田に由来するものを使用する。

## 第3章 秀明自然農法圃場の基準

### 1. 圃場の選定

カドミウム等の重金属等の汚染のおそれが著しい地域として報告がなされていない地域の圃場を選定すること。Q & A<sup>1</sup>

### 2. 圃場の区分と汚染防止

秀明自然農法の圃場は、周辺から農薬等の禁止資材が飛来・流入しないように下記①②③の適切な措置を実施すること。

(適切な措置とは→Q & A<sup>2</sup>参照)

①圃場で使用する水は、禁止資材により汚染されていない水を使用すること(汚染からの回避)。汚染のおそれのある水を使用する場合は、浄化の後に使用すること。

(汚染からの回避、汚染のおそれのある水の浄化の方法は→Q & A<sup>3</sup>参照)

②秀明自然農法の圃場が空中散布地帯にある場合、農薬等がかからないように配慮してもらうように地方自治体の当該担当者、散布実施者等に申し出ること。

③農業機械・器具は、秀明自然農法の圃場で使用する前に十分に清掃、洗浄、整備すること。(第5章 参照)

### 3. 土壌の清浄化

過去に禁止資材の投入があり土壌が汚染されている恐れのある土地は、土壌本来の力が弱っているので、そのような土地を秀明自然農法に切り替える場合、土壌の汚染を除去し、清浄化することに努めなければならない。

① 秀明自然農法による栽培を継続して実施すること。

② 自然堆肥・敷草・草生

③ 深い耕耘

④ 天地返し

⑤ 客土

(土壌の清浄化の方法とは→Q & A<sup>4</sup>参照)

#### 4. 秀明自然農法圃場の成立要件

(圃場・農場の定義、転換期間の例示→Q & A<sup>5</sup>参照)

- (1) 秀明自然農法への転換を開始した圃場で、1年に満たない圃場は、「開始1年未満」である。
- (2) 秀明自然農法への転換を開始して1年を経過した圃場であって、次の(3)に定める秀明自然農法圃場への成立条件の年数に満たない圃場は、「転換期間中」である。
- (3) 秀明自然農法の圃場は、下記①～③のいずれかの条件を満たした時に成立する。
  - ① 果樹等、多年生作物については、最初の収穫まで3年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。
  - ② 一年生作物等(一年生、二年生、及び①に掲げたもの以外の作物)については、播種又は植え付け前に2年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。
  - ③ 開拓された圃場又は耕作の目的に供されていない圃場で、かつ、2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない圃場であっては、多年生作物については、最初の収穫まで1年以上、一年生作物等については播種又は植え付け前に1年以上、本実施要綱に適合する栽培が実施されていること。

## 第4章 栽培基準

### 1. 種苗

次の①、②、③の優先順に種苗（「種苗」とは、種子・苗・種芋・苗木・穂木・台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されているものを指す。）を選択すること。

登録品種に関しては、種苗法や特許法等を遵守すること。

新たに種苗を入手する場合に、できるだけ気候、風土の似た近距離の圃場で栽培・採取された種苗を入手することを推奨する。

#### ① <自分で採取すること>

実施者自らが、本実施要綱に従い栽培した作物から種苗を採取し、本実施要綱に適合する栽培を行い、自家採種を繰り返した種苗。

#### ② <秀明自然農法実施者の採取した種苗を入手すること>

新たに種苗を入手する場合、本実施要綱に従い栽培した作物由来の種苗を使用すること。

#### ③ <上記①、②が難しい場合は禁止資材を使用していない種苗を入手すること>

品種特性が失われる、病気・災害を被る等、新たに種苗を入手する必要がある場合であって、上記①②ができない場合は、禁止資材で処理されていない種苗を入手することができる。その際、品種特性を考慮すること。

（上記①②③ができない場合は→Q&A<sup>6</sup>参照）

<禁止事項→<sup>7</sup>参照>

接ぎ木、挿し木は次のイ)・ロ)とすること。

イ) 接ぎ木をする場合、台木も穂木も本実施要綱に従い栽培した作物からのものであることを原則とする。

（自然農法の台木・穂木が入手できない場合は→Q&A<sup>8</sup>参照）

ロ) 挿し木をする場合、本実施要綱に従い栽培した作物からのものを使用することを原則とする。



## 2. 連作

一種類の作物を同じ圃場で毎年栽培することを推奨する。

連作を行う場合、下記に留意されたい。

- ①自家採種により当該作物のその土地への適応性を増強させる。
- ②土及び種に残存する禁止資材の影響があると考えられる土地では、土及び種の汚染の除去（土の汚染除去については、第3章の3を参照）から取り組む。

## 3. 自然堆肥

自然堆肥の施用の目的は、土を温め、乾かさず、固めないことである。

自然堆肥とは、草、落ち葉、前作物の刈り株・茎葉・作物残さ等を材料として作られた堆肥であって、過去2年、使用禁止資材による汚染のないものをいう。

（汚染がない状態とは→Q&A<sup>9</sup>参照）

自然堆肥の材料を入手し、製造・施用する場合は、次の①～④に留意すること。

- ① 水田の場合、稲藁を切断したもの、又は稲藁を原材料とした自然堆肥、水田由来の雑草、畦草等を使用することを推奨する。（Q&A<sup>10</sup>参照）
- ② 畑作の場合、畑やその周辺の植物由来の自然堆肥を使用することを推奨する。
- ③ 自然堆肥の原料は、地球環境保全、エネルギー節約の観点から、圃場及び圃場周辺からの入手を原則とする。
- ④ 自然堆肥は、実施者自ら作ることを推奨する。

## 4. 育苗

育苗を行う場合、地域の気候風土・品種特性を考慮することを推奨する。

### （1）育苗場

育苗場は、汚染されていない場所を選定し、第3章「秀明自然農法圃場の基準」の1. 2. 3. を準用し、汚染のない状態を維持すること。

（汚染のない状態とは→Q&A<sup>11</sup>参照）

### （2）育苗に使用する用土

#### ①原則

使用する育苗用土は、本実施要綱における第3章「秀明自然農法圃場の基準」を満たした圃場の土を使用すること。水稻の育苗の場合は、水田の土を使用し、畑作物の育苗の場合は、畑の土を使用することを原則とする。

- ②土の量が足りないなど、やむを得ない場合は、過去2年間、禁止資材がその土地で使用されず、かつ、外部から飛来・流入しない土地から採取し、採取後も禁止資材を施用されていない土壌を育苗用土として使用することができ

る。

(3) 育苗に使用する自然堆肥等

- ・ 稲作の育苗の場合、稲藁等を原材料とした自然堆肥を使用できる。
- ・ 畑作の育苗の場合、畑及びその周辺、近隣の山林、河川敷等の自然堆肥を使用できる。

## 5. 有害動植物の防除

耕種的防除・物理的防除・生物的防除、またはその組み合わせとし、禁止資材は一切使用しない。

### ①耕種的防除

- ・ 作目及び品種の選定。
  - ・ 作付け時期の調整。
  - ・ その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業。
- 等を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施すること。

### ②物理的防除

- ・ 光、音等を利用する方法。
  - ・ 人力若しくは機械的な方法。
- 等により有害動植物の防除を行うこと。

### ③生物的防除

農場又は圃場内に自然に生息している生物が、除草、害虫駆除等を行えるように、圃場及び圃場周辺の生態系を維持管理、生物多様性を高める。

外部からの導入は下記のみ認める。

- ・ 有害動植物が忌避する植物
- ・ 有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物
- ・ 土壌浸食防止・土壌生態系保護の効果を有する植物

これらの植物を導入する場合、本実施要綱の種苗の基準を遵守し、禁止資材の不使用等、本実施要綱に適合する栽培方法を行うこと。

<禁止事項→<sup>1 2</sup>参照>

## 6. 資材等

### (1) 土壌の被覆

土壌の被覆には、自然堆肥、禁止資材で汚染されていない植物を刈り倒したもの、落葉等を使用すること。

なお、上記の方法により十分な効果が得られない場合は、被覆植物（カバー作物）を導入することができる。使用する種は「第4章 栽培基準1. 種苗」の基準に従うこと。

芽出し用の一時的被覆については、上記の他に プラスチック製の被覆資材等を使用することができる。

<禁止事項→<sup>13</sup>参照> Q & A<sup>14</sup>

### (2) プラスチック資材

プラスチック資材の使用は必要最小限に抑えるように努める。

現在使用中の塩化ビニル、塩化ビニリデン資材等塩素を含む化学合成資材については、耐用年数の経過に伴い添加剤（環境ホルモン等）が溶出し、土壌、空気、水、植物等を汚染する恐れがある。よって、順次、添加剤の少ないプラスチック資材、あるいは禁止資材で処理されていない木・竹等の植物性資材等に段階的に移行すること。

また、プラスチック資材の使用後は、すみやかに片づけ、育苗場、圃場などに放置しないこと。

### (3) 木製・竹製資材など

木製資材、竹製資材など植物を原料とする資材は、その入手場所が過去 2 年間、本実施要綱おける禁止資材による使用がなく、また、周囲からの汚染もない場所であり、採取後の輸送、加工、保管などにおいても、禁止資材の使用、禁止資材による汚染のないものであること。

### (4) 土と混和しない資材

土と混和しない資材については、水、土壌、植物に対して汚染のおそれがないことが明確であれば、その使用を認める。

例えば、セラミック製資材（鉢、土管など）、繊維性資材（ネット、収穫用の麻袋など、発芽促進のために一時的に敷くシートなど）、金属製資材（農機具、配管、支柱など）、コンクリート製資材（倉庫、堆肥置場の基盤など）など。

### (5) 水の浄化のための資材

木炭、籾殻、籾殻くん炭、鉱物（多孔質の石など）等の使用はできる。

ただし、下記を遵守すること。

- ① 過去 2 年、汚染のないものを使用すること
- ② 土と混ざらないように、かつ容易に取り除くことができるような措置をとる

こと。

- (6) 塩水選で使用する塩  
化学物質を添加していない食塩
- (7) 果樹の袋かけの袋・誘引ひも等植物体に接触する資材  
農薬など禁止資材を染み込ませた袋は禁止。  
また、下記を遵守することが望ましい。
  - ① 使用後は、すみやかに除去する。
  - ② 袋に含まれるパラフィン、ロウ、食用油は、可能な限り品質の良いものを使用する。
- (8) 資材の処分  
国の法令又は地方自治体の条例により田畑又はその周囲において野焼きを禁止することが定められている資材の野焼きを禁止する。資材の処分はこれらの法令や条例が定める適切な処分の方法に従うこと。
- (9) 禁止資材  
禁止資材を、圃場・圃場周辺、用土採取場、自然堆肥材料採取場、自然堆肥製造場、用水、植物、生産施設、保管施設等へ使用することは禁止する。  
また、これらの禁止資材が揮発、漏洩して、土壌、空気、種子、作物等を汚染しないよう十分管理すること。

<禁止資材例→<sup>15</sup>参照>

## 第5章 農業機械・器具類の管理

- ① 使用する機械・器具類は、農作物・圃場・育苗場・施設に対して汚染のないように、使用の前後に、あるいは必要に応じ、洗浄・清掃・整備すること。
- ② 機械・器具類は定期的に整備し、油漏れなどによる農作物・圃場・育苗場・施設に対して汚染のないようにすること。
- ③ 燃料、油などは、始業前に十分な量があるか確認すること。給油の場合、周囲を油汚染しないように注意すること。
- ④ 秀明自然農法と他の農法とで共用する場合、秀明自然農法の圃場での使用前に十分に清掃、洗浄、整備すること。
- ⑤ 害虫・病気・強雑草・外来生物等の伝搬を防止するために、秀明自然農法の圃場での使用前に十分に清掃、洗浄、整備すること。

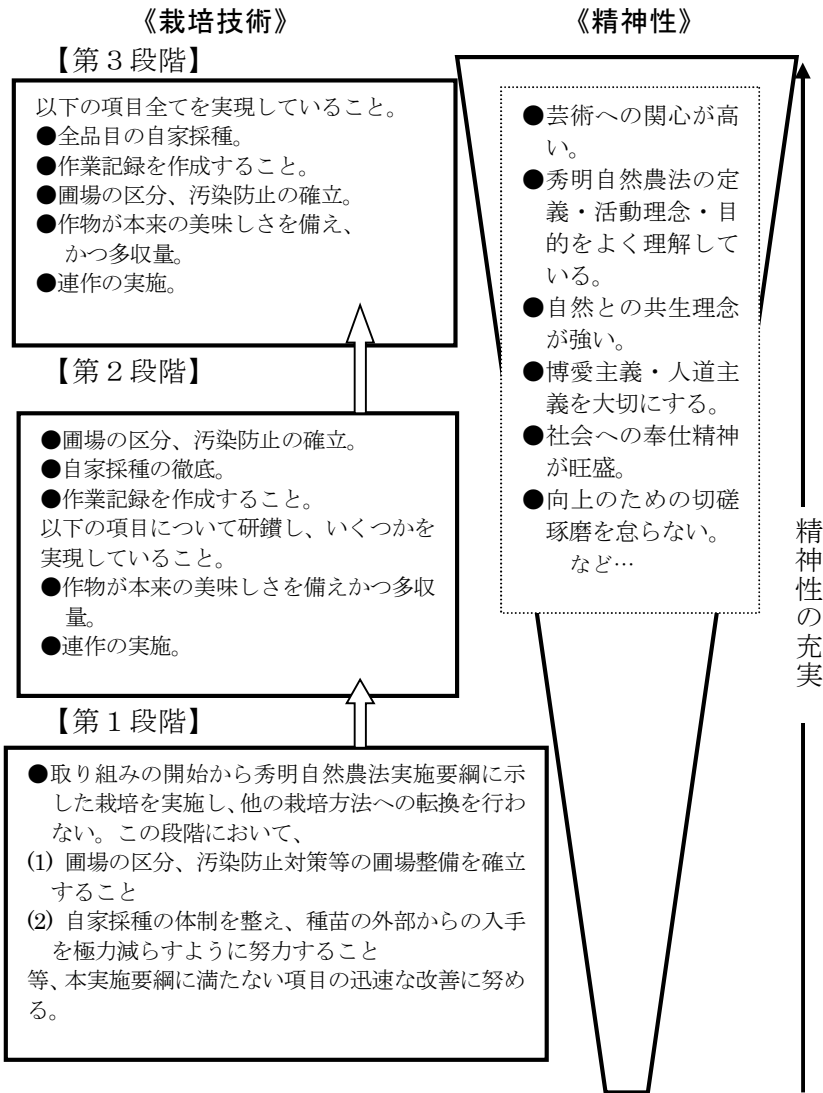
(機械器具を清掃することについて→Q&A<sup>16</sup>参照)

## 第6章 輸送・選別・調製・洗浄・貯蔵・包装等の工程における管理

下記、①～③を実施できる広さ・明るさ・構造のある施設で工程管理すること。

- ① 秀明自然農法で生産された農産物と他の農法で生産された農産物とが、混ざらないように置き場所を明確に区分・表示し、管理すること。
- ② 秀明自然農法で生産された農産物等が、農薬・化学薬品等の禁止資材で汚染されないように管理すること。
- ③ 輸送・選別・調製・洗浄・貯蔵・包装等の工程は、整理・整頓・清潔・清掃を実施すること。

## 第7章 秀明自然農法の段階



最終的に第3段階を目指すことを常に念頭におき、現状の秀明自然農法の実施状況が上記の図のいずれかの段階にあるかを実施者自らが把握し、常に上位の段階をめざし、努力・改善を継続すること。



## Q & A および <禁止事項>

<sup>1</sup> Q. 「カドミウム等の重金属等の汚染のおそれが著しい地域として報告がなされていない地域の圃場を選定すること」とありますが、どのような点をどのように調べたらよいでしょうか？

A. 環境省では、法律に基づき、土壌が汚染された地域について、リストを公開しています。

農用地土壌汚染に係る細密調査結果及び対策の概要（平成7年～26年）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyo/index.html>

例えば、平成16年度においては、玄米や土地の重金属汚染に関する調査結果については、以下に公開しています。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/28850.pdf>

玄米・精米に関しては、カドミウムが0.4ppm以上検出された場合、その玄米・精米は食用としては使えません。

土壌に関して、カドミウムなど、有害物質の基準値の一覧は、以下を参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/kensetsuodei/odei\\_file1-6-8.pdf](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/kensetsuodei/odei_file1-6-8.pdf)

<http://www.env.go.jp/kijun/dt1.html>（各有害物質の土壌基準値）

また、放射性物質に汚染されている土地は選択しないようにしてください。

各都道府県のホームページにて確認ください。

例えば、福島県の場合は、

<http://fukushima-radioactivity.jp/pc/>

から、地域を検索して確認することが出来ます。

<sup>2</sup> Q. 適切な汚染防止措置とは？

A. 例として、次の(a)～(c)のような措置が考えられます。

(a) 物理的防止措置

十分な距離、防風ネット、防風林、浄化水田、ビオトープ、水路、二重畦等。

(b) 社会的防止措置

隣接する農家・事業者と、禁止資材で秀明自然農法圃場を汚染しない旨の協定書を取り交わすこと等。

(c) 気象的防止措置

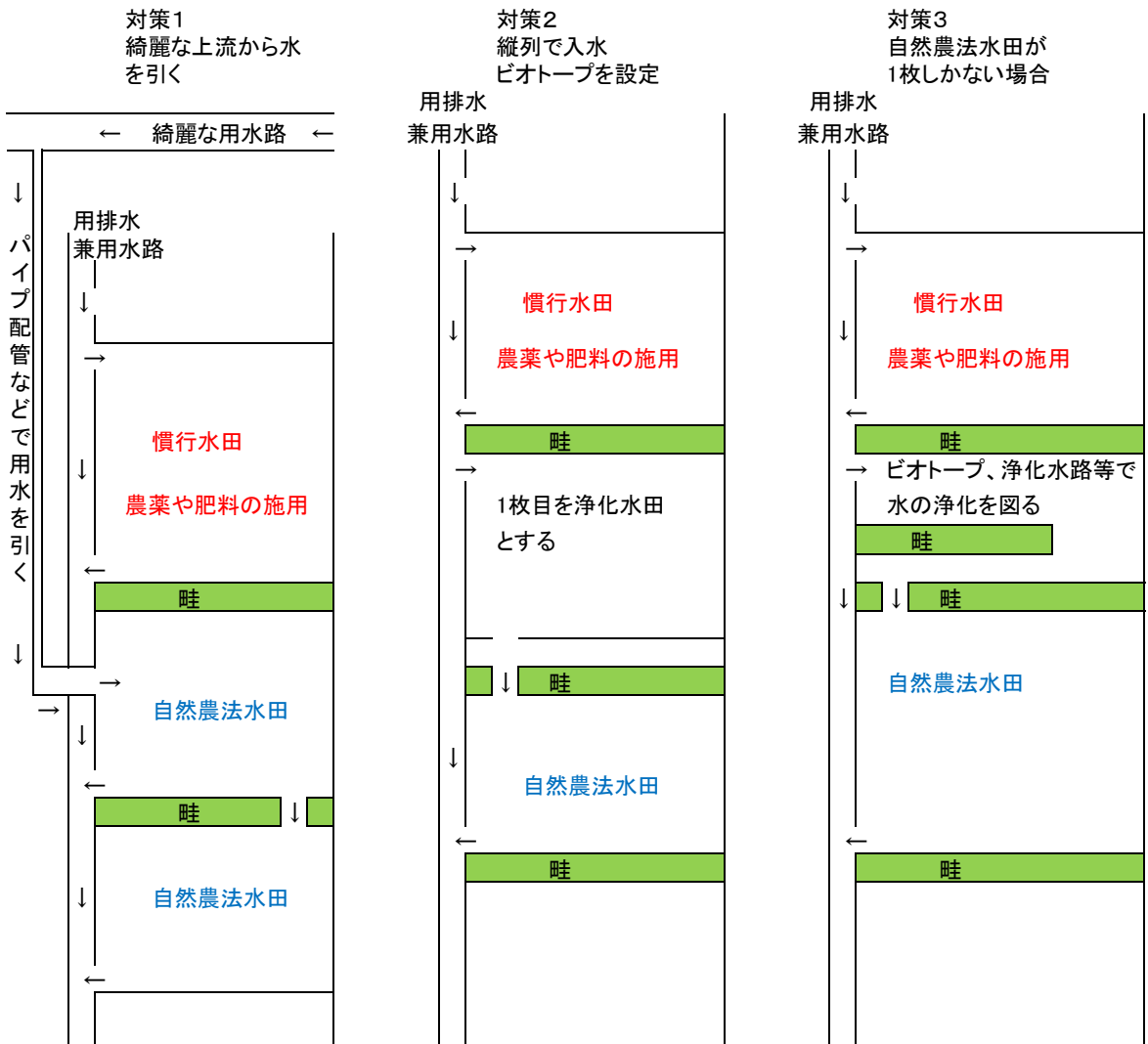
秀明自然農法圃場の周辺で禁止資材が散布される場合は、風向き等を考慮して、散布を行うこと。



3 Q. 水田で使用する水の浄化、汚染からの回避の方法を教えてください。

汚染からの回避とは、例えば汚染のない用水路からパイプ配管で水を引いてくることを指します。(図の対策1)

水の浄化の場合、2枚以上の水田がある場合、1枚目を浄化水田とする方法(図の対策2)、1枚の水田に内畦、内水路などを設置し、水の浄化を図る方法(図の対策3)があります。



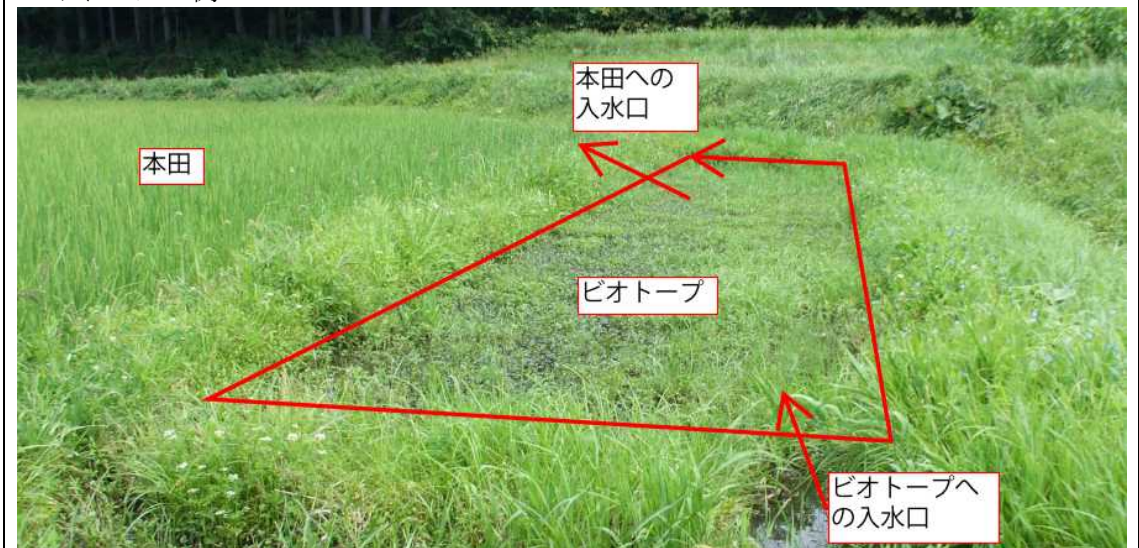
次に、対策3の具体的な方法として、世間でポピュラーなビオトープの規模はどれくらいか説明します。

様々なタイプのビオトープがありますが、ポピュラーなもの一つの例を挙げると、写真のような幅1.5～2メートル(あるいは、除草機やトラクターの幅など)ほどの規模で、一時的に貯留する形態の水路型ビオトープが、普及しています。利点として、以下が挙げられます。

1. 水田の端から端まで一直線なので、深く掘って、畦を盛り上げるといった造成工事がしやすい。

2. 流路を長くとっているのが、入り口と出口の水質調査の差がしやすい。つまり、浄化効果が出やすい。特に、出口を本田に筒抜けにするのではなく、オーバーフロー形式にすると、さらに浄化効果がでる。
3. 隣が慣行農業である場合、自然農法水田との間に一定の距離を置く緩衝地帯の役目もある。
4. 流入水が冷たい場合、水を温める効果もある。
5. 除草機やトラクターの幅でビオトープ造成すると、機械による除草などの管理、ビオトープの修理等、実施しやすい。  
等が考えられます。

ビオトープの例

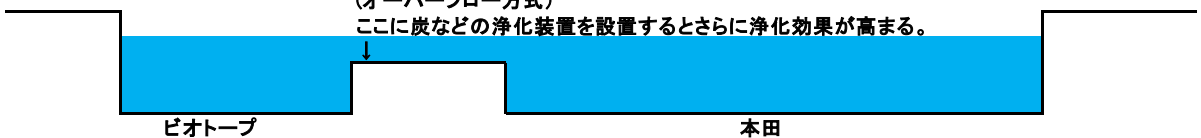


ビオトープと本田の間は、畦をしっかり作り、水が容易に乗り越えないようにする。  
これにより、入水した水の貯留効果が高まり、水を浄化する力がアップする。



ただし、ビオトープの出口付近の畦は、  
水が乗り越えて本田に行くように、畦を若干低めにする。  
(オーバーフロー方式)

ここに炭などの浄化装置を設置するとさらに浄化効果が高まる。



どのような措置を実施するかは、用水と汚染水の量の比率、混入の頻度・時期などを考慮し、現地の状況をよく見るのが重要です。

水路が土掘り水路の場合と、コンクリート水路の場合では、前者は浄化効果のある水路と

考えますが、後者は浄化効果はないと考えますので、水路の状況を見極めることも重要です。

(1) 用排水兼用水路の場合と、(2) 用水路には通常、汚染のおそれのない用水がメインで流れていて、排水などが少量混入する場合があります。(1) の場合は、浄化水田・ビオトープなど、しっかりした措置が必要です。(2) の場合は、浄化水田・ビオトープなどの他、炭を使った浄化装置の設置などでも可です。

#### 4 Q. 土壌の清浄化の方法は？

A. 土壌の清浄化法としては、下記の①が基本ですが、状況によっては②、③、④、⑤により清浄化する方法もあります。

#### ① 秀明自然農法による栽培を継続して実施すること。

② 自然堆肥・敷草・草生： 自然堆肥・敷草・草生により畑の生態系・土壌条件を改善し、生物・微生物等の働きを活性化する。以下の方法によって、裸の土壌状態における直射日光や風雨による土壌の劣化を防ぎ、土壌生態系を豊かにする働きがある。

- ・敷草： 使用できる敷草の条件は、「第4章 栽培基準 3.自然堆肥」の条件に準ずる。敷草とは、圃場内又は圃場周辺で刈った草を発酵させずに、土壌表面に敷くこと。
- ・草生： 畑内で草を自生させること。
- ・カバークロップ(被覆植物)： 意図的に種を蒔いて、草を生やすこと。使用する種は、「第4章 栽培基準 1. 種苗」の基準に準ずる。

③ 深い耕耘： 深く耕し、肥料の固まっている層を散らし、分散させること。

④ 天地返し： 水田の場合、その土地にもよるが、残存肥料の蓄積層は、土壌表面より 30cm ほど下方にあることが多い。これを分解させる方法として、土壌を掘り起こすが、細かく砕かずに、蓄積層の部分を上にして日光、雨風により風化させる。

⑤ 客土： 本実施要綱においては、客土とは、圃場(畑・水田等)に禁止資材の投入・飛来・流入のない土を投入することである。

#### <客土に使用することができる土の条件>

- (a) 過去2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入のない土。
- (b) カドミウム等の重金属等のおそれが著しい地域として報告がされていない地域の土壌であること。(Q&A1 参照)
- (c) 遺伝子組み換え生物の繁殖のあった土壌ではないこと、かつ遺伝子組み換え生物の種子等が含まれている土壌でないこと。
- (d) 秀明自然農法圃場の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある動植物・微生物等を持ち込まないように、客土する土壌があった土地に生息する生物の状況などを調査すること。

---

**5-1Q. 「農場」「圃場」の定義を教えてください。**

5-1A. 「農場」「圃場」の定義です。

**「農場」:** 借地・自己所有地いずれであっても、一実施者又はグループが管理しているすべての耕作地、休耕地、耕作予定地全体を指す。

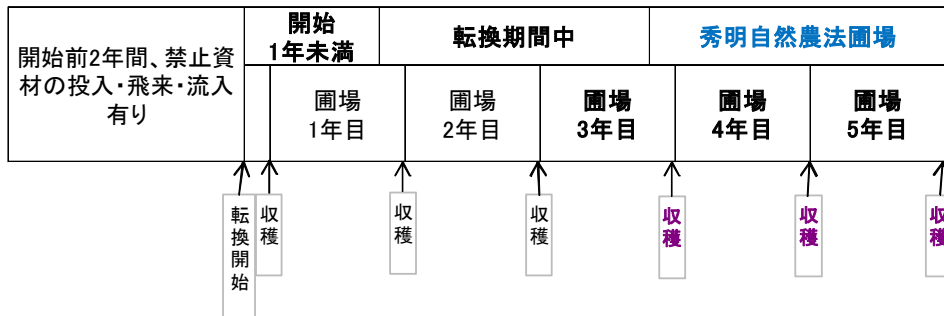
**「圃場」:** 「農場」内の土地であって、秀明自然農法実施要綱に基づく方法で耕作が行われていない土地との間に明確な区分、及び汚染防止の措置が行われている一区画の耕作地、休耕地、耕作予定地。なお、一区画の判断は、水田であれば畦で囲まれた一枚の水田とする。畑の場合、水路・道路あるいは汚染防止措置等で明確な区分があり、かつ、秀明自然農法の開始年が等しい範囲を一区画とする。

5-2Q. 転換期間を分かりやすく図で、例示して頂きたい。

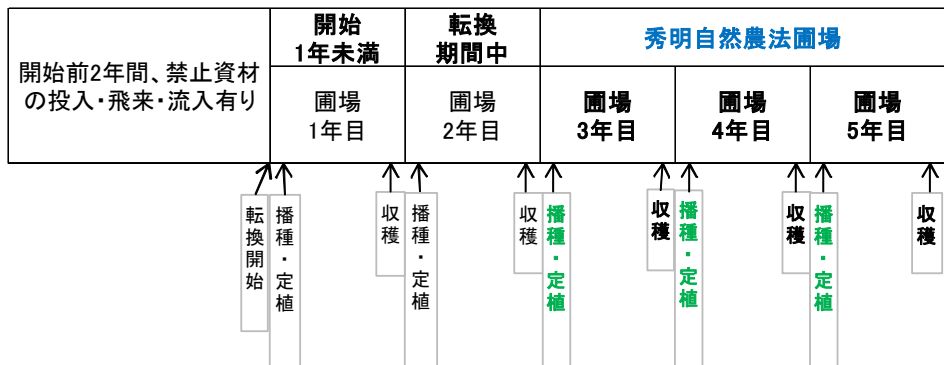
5-2A. 以の図は、「第3章4. 秀明自然農法圃場の成立要件」を分かりやすくするための図示であり、実際の転換開始の日、播種・定植の日、収穫の日、春作、夏作、秋作、冬作、一年草等（一年草、二年草）、多年草の組み合わせによっては、下の図の通りにならない場合もあるので、本文の第3章4の要件を参照ください。）

秀明自然農法圃場の成立要件の例示

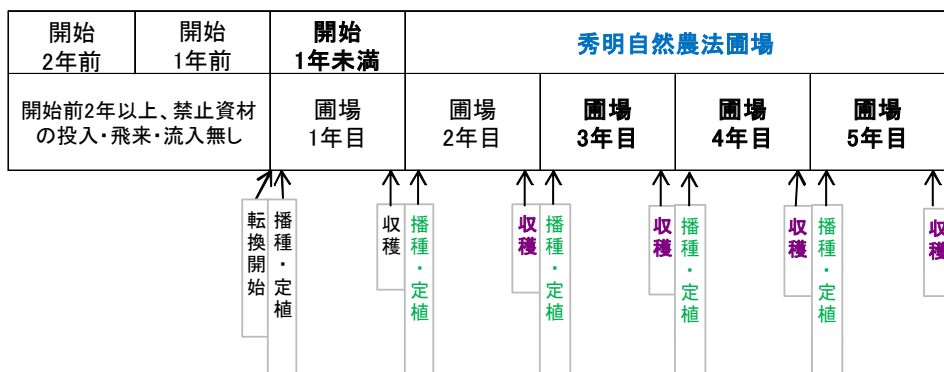
① 多年生作物（果樹、お茶、アスパラガスなど）



② 一年生作物等（一年生、二年生、及び①に掲げたもの以外の作物）



③ 開始前2年以上、禁止資材の投入・飛来・流入がない場合（多年生・一年生作物等）



6-1 Q. 実施要綱の種苗の基準①、②、③が難しい場合は、どうしたらいいですか。

6-1A. 以下の通りです。

- ④ 種苗の基準①、②、③の入手がどうしても難しい場合は、下表④「禁止種苗でない種苗（殺菌剤、消毒剤、コーティング剤など禁止資材で処理されている場合）」を使用することができる。ただし、その場合は、いったん浸種処理をする、あるいは、本圃場以外に播種し、その後本圃場に定植するなど、種苗を汚染している薬剤等が直接、圃場に入らないように、事前に措置をとることが望ましい。

**秀明自然農法において使用する種苗の選択方法（優先順位は①②③④）**

① 秀明自然農法の種苗（自家採種）
② 秀明自然農法の種苗（他の生産者から入手）
③ ※禁止種苗でない種苗（種苗が薬剤等で処理されていない）
④ ※禁止種苗でない種苗（種苗が薬剤等で処理されている）
<p><b>※禁止種苗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組換え DNA 技術により作製された品種（遺伝子組み換え品種）</li> <li>・ゲノム編集技術により作製された品種</li> <li>・細胞融合技術等によって作製された品種</li> <li>・放射線照射等による人為的な突然変異を利用して作製された品種</li> <li>・細胞質雄性不稔を利用した技術によって作製された品種</li> <li>・自家採種を困難にする人為的な操作をされた品種</li> </ul> <p>等</p>

秀明自然農法の種苗、市販の種苗に関わらず、種苗を入手した際、種苗の容器包装・納品伝票・種苗証明書などは、入手履歴に関する根拠となりますので、廃棄しないように資料として保管、もしくは複写、または写真撮影し、種苗の入手記録を残しておいてください。

6-2 Q. 種苗の入手以後の自家採種の代数の数を教えてください。

6-2A. 圃場の年数とは独立して、自家採種代数をカウントします。

初めて入手した種苗は、0代です。1回自家採種して、1代と数えます。

種苗の入手以後の自家採種の年数・代数の数の例示

米など(年1作)の場合

圃場の年数  
自家採種代数

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
種の入手		1代	2代	3代	4代

ジャガイモなど(年2作)の場合

圃場の年数  
自家採種代数

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
種の入手	1代	2代	3代	4代	5代	6代	7代	8代

果樹など(多年生植物)の場合の年数の数え方

圃場の年数  
果樹の自然農法栽培年数

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

6-3 Q. 消毒又はコーティングされた種子を使用した場合、自家採種及び圃場の自然農法実施年数のカウントはどうしたらいいのでしょうか。

6-3A. 上記のQ&Aで説明したようにカウントします。

圃場の年数と種子の代数は、独立でカウントすることとします。つまり、自家採種していない種子を購入した場合、カウントは「自家採種0代(購入した種子)」からスタートしますが、圃場の年数は、これまでの秀明自然農法実施年数を継続してカウントすることができます。

表記例として、

「圃場○年目」 「自家採種○代目」 若しくは 「購入した種子」
------------------------------------

の両方表記することを推奨します。

## 6-4 Q. 種を自家採種して人に渡したりすると違法になるケースがあるのですか？

6-4A. 品種登録されている種苗の場合、農業者であっても、一部自家採種・自家増殖が禁止されている植物種類があります。

自家採種することができる植物種類でも、品種登録されている品種を人に販売・譲渡すると違法になります。

したがって種苗の入手の場合、原則、品種登録されていない種苗（もともと品種登録されていない種苗、または存続期間の切れた種苗）を入手してください。

入手しようとしている作物品種が品種登録されているかどうかに関しては、下記の農林水産省のホームページで調べることができます。

URL : <http://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

## 6-5 Q. 自家採種した種 及び 購入した種のリストや記録は必要ですか？

6-5A. 必要です。秀明自然農法の自家採種を広めていくために非常に大切な記録となります。

また、秀明自然農法農産物を販売する場合、どのような手順で栽培したのか、その情報を求められる場合があります。また今後、種苗法の規制が強化されていくので、今から種の入手方法や自家採種歴等を記録として残していくことが重要です。その際、購入伝票、種の袋（それらのコピーでも可）なども残しておいてください。

2007年2月に「全国秀明自然農法自家採種調査」を実施しました。これは、全国の秀明自然農法生産者の自家採種状況を調べるためでしたが、引き続き、この調査用紙を活用し、種苗リストを随時更新して行ってください。

## 7 &lt;禁止事項&gt;

使用できない種苗に関しては、6-1Aを参照ください。

## 8 Q. 原則の通りの接ぎ木、挿し木でない場合は？

A. 多年性樹木の場合、挿し木、接ぎ木をした時から起算して、3年間の転換期間としてください。

なお、一年生作物（メロンなど）は、3年間の転換期間を設定できませんので、秀明自然農法における禁止資材が施された台木・穂木を使用して、接ぎ木をしてはいけません。

## 9 Q. 汚染がない状態とは

A. 汚染のないものとは、次の①～③を満たすものをいう。

- ①禁止資材による汚染の恐れのない材料を使用して作られた堆肥
- ②禁止資材による汚染の恐れのない堆肥場で作られた堆肥



③製造行程において禁止資材による汚染の恐れのない堆肥

＜汚染の例示＞ カドミウム等による重金属汚染、遺伝子組み換え生物の繁殖、有害動植物、有害微生物、化学物質汚染、放射能汚染 等。

1 0 **Q:地力蓄積型へ転換する方法は？**

A: 地力消耗型の田んぼ、明らかに痩せている土地に関しては、過度の耕耘は避け、手入れが必要である。

蓄積型の田んぼについては、数百年規模の土づくり（自然の積み重ねや農家の努力）が基盤にあることを認識し、今後も地力維持に努めなければならない。

腐植の量を大幅に増やすことで、微生物の働きをよくし、地力を高めることができる。具体的方策として以下のことが考えられる。

- ① 表土（地表より約 30cm までの土）の投入（客土）
- ② 自然堆肥（水田由来またはその周囲で得られるものを利用）の施用
- ③ 冬（春）草を生やす努力をする
- ④ 冬期湛水、早期湛水により生態系を豊かにする。

1 1 **Q. 育苗場において汚染のない状態を維持するとは？**

A. 育苗期間だけでなく、育苗期間以外も、禁止資材に汚染されない状態を維持することを言います。

また、育苗箱の下に敷紙を敷いてはいけません。敷紙が溶けて、土に混ざり、土を汚染します。

1 2 **＜禁止事項＞**

A. 以下を禁止の対象とします。

- ・生物的防除を目的として、他所から動物を持ち込むこと。
- ・生物的防除を目的として、微生物資材を持ち込むこと。

1 3 **＜禁止事項＞**

ポリ塩化ビニル製マルチ（農業用塩ビマルチ）、及び、土に混ざる性質のマルチ（紙マルチ、生分解性マルチ）は使用禁止。

1 4 **Q. 「プラスチックマルチ」「被覆植物」等を土壌被覆に使用できますか？**

A. プラスチックマルチ、被覆植物等を土壌の被覆目的で使用することは基本的に望ましくありません。

土壌の被覆は、まず、自然堆肥、敷草、落葉の使用を検討してください。

しかし、収量低下、品質低下等の問題が発生し、自然堆肥、敷草、落葉の使用だけでは十分な対策を講じることができず、プラスチックマルチ又は被覆植物等の使用がないと十分な

成果が得られないと農業者が判断される場合には、以下の内容を秀明自然農法ネットワーク調査研究室に報告することで、個別に使用の可否の評価をします。

(連絡先：秀明自然農法ネットワーク

調査研究室 tel 0748-64-9013、fax 0748-64-9014)

1. プラスチックマルチ、又は被覆植物等の使用がないと解決できないやむを得ない事情
2. 実際に導入しようとするプラスチックマルチ、又は被覆植物等の内容証明書及び使用計画
3. 実際に使用した場合の成長過程や結果

以上の3つを報告することで、個別対応します。

なお、プラスチックマルチに関しては、寒冷地のため地温が十分に確保できない、上記方法では草抑えが十分に達成できない等の場合は、次の1～3の条件を満たすことを留意ください。

1. 分解性でないこと、塩化ビニル系でないこと。農ポリ（農業用ポリエチレンフィルム）、農PO（ポリオレフィン系樹脂）等であること。
2. 添加剤など、土壌や作物を汚染する化学物質をできるだけ使用していない材質のものを選ぶこと。
3. 一年中被覆状態にするのではなく、使用期間を限定し、使用後はすみやかに取り除くこと。

被覆植物に関しては、以下の条件を満たすことを留意してください。

1. 初回導入は購入種子（無消毒）であっても、自家採種を継続すること。
2. 施肥効果・緑肥効果を意図して使用するのではなく、被覆効果を意図すること。

## 15 <禁止資材例>

### 1) 農薬・薬剤

- [1]農薬取締法による登録農薬（殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、成長促進剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、天敵農薬、土壌消毒剤、殺ダニ剤、殺線虫剤、殺鼠剤、忌避剤、誘引剤、展着剤、フェロモン剤、微生物剤等）
- [2]薬事法による認可を受けた医薬品、医薬部外品（防疫用殺虫剤、衛生害虫駆除剤等）
- [3]農薬類似成分商品（不快害虫用殺虫剤、非農耕地用除草剤、家庭園芸用薬剤、建築害虫用殺虫剤、衣料害虫用殺虫剤、家畜・ペット害虫用殺虫剤、生活害虫用殺虫剤等）
- [4]無登録農薬、登録失効農薬
- [5]特定防除資材（特定農薬）（重曹、食酢、天敵の人為的導入、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）
- [6]疑義資材（農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当しうるもの）

[7]木酢液（木質のものを加熱・乾留により得られる液）

[8]植物性及び動物性油

## 2) 肥料

本実施要綱第4章4「自然堆肥」に該当するものは禁止資材ではない。

[1]化学肥料

[2]食品産業廃棄物（油かす等）由来の有機資材及びそれらを原材料とした有機肥料

[3]水産廃棄物（魚介類、甲殻類、貝殻、海草類、魚かす等）及びそれらを原材料とした有機肥料

[4]家畜排泄物（牛、豚、鶏、馬その他の家畜由来の排泄物）、人糞尿及びそれらを原材料とした厩堆肥

[5]畜産廃棄物（皮、血、肉、毛、骨粉等）及びそれらを原材料とした有機肥料

[6]製品化されたあるいは薬剤処理をされた植物性資材（樹皮（バーク）、おがくず、チップくず等を原料としたもの）及びこれらから作られた堆肥

[7]化学肥料を有機肥料に混合した肥料等

[8]一般家庭から出る生ゴミ及びそれらを材料とした堆肥

[9]草木灰（植物体を燃焼させた残りかす、灰）

[10]下水汚泥

## 3) その他の資材

[1]他所からの動物（耕耘のための牛・馬等の家畜、受粉のための蜂は可）の導入。

[2]微生物資材の導入。

[3]製品化された土壌改良資材・鉱物資材（泥炭類、バーミキュライト、ゼオライト、ベントナイト、パーライト、微粉炭熱焼灰、珪藻土など）

[4]土壌の粘度調整資材

[5]生分解性資材（生分解性育苗ポット、生分解性マルチ、紙マルチなど）

[6]重金属汚染、化学物質汚染、或いは、放射能汚染の恐れのある資材

[7]その他、原材料・製造行程に関する根拠資料を入手できず、汚染の恐れがない

ことを確認できない資材。

<sup>16</sup> Q. 機械器具の清掃・洗浄についてその必要性、意義を教えてください。

A. 機械器具の清掃に関しては、以下の意義があります。

機械器具を清掃・洗浄することに関しては、秀明自然農法実施要綱で禁止している資材による汚染された機械器具を清掃・洗浄してから、清浄な状態で、秀明自然農法圃場で使用する意味があります。また、他の農産物の混入を防ぐ意義もあります。

ところで、秀明自然農法しか実施していない方に関しては、清掃・洗浄をあまり実施していない方が散見されますが、以下の事例からも分かるように、清掃・洗浄は、必須な作業として心がけてください。

有害動植物、外来動植物が秀明自然農法圃場で繁殖してしまう場合がありますが、これは、機械器具の洗浄・清掃を怠ることにより、拡大してしまう事例が秀明自然農法実施者の間で見受けられます。明らかに水系の異なる水田で、ジャンボタニシが発生、ヒメホテイアオイなどの外来の強雑草が発生することがあります。この発生カ所を調べると、トラクターの移動した範囲と一致することがあります。つまり、有害動植物、外来動植物の繁殖には、機械器具の清掃・洗浄不足による面があると言えます。また、これにより、秀明自然農法のみならず、周辺の農地にも伝搬することがあります。

機械器具の洗浄・清掃は、有害動植物、外来動植物の伝搬の防止のための農家の基本的マナーと言えます。